

工部省労働局... (西川... 法...)

# 網 領

一、吾等は人類共存の大義に基き相互扶助の實現を期す  
一、吾等は團結の力に依り人格の向上と生活の保障を期す

## 日本労働聯盟規約

### 第一章 總 則

第一條 本聯盟を日本労働聯盟と稱す

第二條 本聯盟の本部を東京に置き各聯合會及び支部を各地に設置す

第三條 本聯盟は本聯盟綱領を遂行するを以て目的とす

### 第二章 組 織

第四條 本聯盟は日本領土に在る労働者を以て組織す

第五條 本聯盟内部を左の如く大別す

- 一、官 業 部
- 二、民 業 部

第六條 各内部を産業別組合に區別す

### 第三章 機 關

第七條 本聯盟の機關を左の如く定む

- 一、理 事 會
- 二、執 行 委 員 會
- 三、代 議 員 會

第八條 本聯盟事務を左の如く別つ

- 一、總 務 部
- 二、庶 務 部
- 三、會 計 部
- 四、宣 傳 部

第九條 本聯盟本部に左の役員を置く

- 一、常 任 理 事
- 二、理 事
- 三、代 議 員

第十條 但し常任理事の必要に依り常任幹事及書記を置く  
會計部には特に會計監督を置く

### 第四章 維 持

第十一條 本聯盟維持費を別ちて左の二種とす

- 一、會 費
  - 二、寄 附 金
- 但し會費は一ヶ月一人に付金拾錢とす

### 第五章 附 則

第十二條 本聯盟は別に細則を定む

## 日本労働聯盟

切 取 線  
申 込 書

私事貴聯盟の綱領及び規約に賛成し加盟申込候也

大正 年 月 日

現在所

就職工場

職業 氏名

年 月 日生 團

日本労働聯盟御中

大正十一年十月廿一日 二二三 支那全部解散ス (大正一〇、一七、個)